

報告第30号

地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年9月15日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市穂高6809番地5における原動機付自転車の転倒事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年8月23日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 事故の概要

平成29年4月2日、安曇野市消防団第9分団第1部が春の消防水利点検中に、三枚橋公園向かいの歩道上で西向きにホースを延長し放水した後、東側へ折り返し継続して放水しており、事故当事者の木戸口をホースが往復してふさいでいた。

その際、事故当事者が原動機付自転車で帰宅し、ホースを越えようとしたが、乗車したままアクセルを強く開いたところバイクが急速に前進してしまい、転倒してしまったものである。

2 和解及び損害賠償の相手方

安曇野市在住者

3 和解の内容

安曇野市は損害を受けた被害者である相手方に対し、損害賠償金として30,190円を賠償する。

なお、本件に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務の無いことを相互に確認する。

議案第 88 号

教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

1	住 所	安曇野市穂高 6692 番地 2
	氏 名	須 澤 真 広

2	住 所	安曇野市豊科 405 番地 15
	氏 名	唐 木 博 夫

平成 29 年 9 月 15 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第89号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	安曇野市豊科4320番地1
氏 名	長谷川 幹男

平成29年9月15日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 90 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

1	住 所	安曇野市穂高 8618 番地 3
	氏 名	中澤 みどり

2	住 所	安曇野市三郷小倉 448 番地
	氏 名	布山 茂正

平成 29 年 9 月 15 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議員提出第 3 号

平成29年 9 月15日

安曇野市議会の議決すべき事件を定める条例

地方自治法第 112 条及び安曇野市議会会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり提出する。

安曇野市議会

議長 濱 昭 次 様

提出者

安曇野市議会議員 小松 芳樹

賛成者

安曇野市議会議員 宮下 明博

安曇野市議会議員 平林 徳子

安曇野市議会議員 荻原 勝昭

安曇野市議会議員 松澤 好哲

(別紙)

安曇野市議会の議決すべき事件を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により、
議会在議決すべき事件に関し必要な事項を定めるものとする。

(議決事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、安曇野市における総合的かつ計画的な行政の運営を図
るための基本構想及び、これに即した基本計画の策定、変更又は廃止とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年9月15日

道路整備事業に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書

地方自治法第112条及び安曇野市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

安曇野市議会

議長 濱 昭 次 様

提出者

安曇野市議会議員 宮 下 明 博

賛成者

安曇野市議会議員 平 林 徳 子

安曇野市議会議員 荻 原 勝 昭

安曇野市議会議員 松 澤 好 哲

安曇野市議会議員 小 松 芳 樹

宛 先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

国土交通大臣

地方創生担当大臣

道路整備事業に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書（案）

道路は、市民の安全・安心な暮らしや、活力ある社会や経済活動を支えるとともに、災害時には市民の命を守るライフラインとして機能するなど、市民生活になくてはならない重要な社会基盤である。

現在、道路事業においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、道路財特法）の規定により、地域高規格道路事業や交付金事業の補助率等が嵩上げされているが、この措置は、平成 29 年度までの時限措置となっている。

地方創生に全力を挙げている地方自治体にとって、嵩上げ措置の廃止は死活問題であり、安曇野市の地域づくりに影響を及ぼし、地域活力の低下を招くことが危惧される。

よって、国においては、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置について、平成 30 年度以降も継続するよう強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 9 月 日

長野県安曇野市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、
地方創生担当大臣 殿

議員提出第5号

平成29年9月15日

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

地方自治法第109条及び安曇野市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

安曇野市議会

議長 濱 昭 次 様

提出者

安曇野市議会福祉教育委員会

委員長 山 田 幸 与

宛 先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

総務大臣

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきたところです。

しかし、昭和 60 年から政府は国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。また、平成 18 年「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持したものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1へ改正され、地方財政を圧迫する状況が続いています。今のままでは、県によっては十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態にすらなっています。

そこで、平成 30 年度予算編成においては、義務教育の水準の維持向上と機会均等、及び地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望します。

記

- 1 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 29 年 9 月 日

長野県安曇野市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣 殿

議員提出第6号

平成29年9月15日

国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書

地方自治法第109条及び安曇野市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

安曇野市議会

議長 濱 昭 次 様

提出者

安曇野市議会福祉教育委員会

委員長 山 田 幸 与

宛 先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

総務大臣

国の責任による 35 人学級推進と教育予算の増額を求める意見書（案）

平成 23 年国会において、小学校 1 年生に 35 人学級を導入することが全会一致で法律（義務標準法改正）にもりこまれ、附則で小 2 以降中学まで順次改訂することとし、政府は財源確保につとめると定めた。しかし、翌年の平成 24 年度は法改正ではなく小 2 を 35 人学級とし、その後、平成 25 年、26 年と 35 人学級拡大の動きはとめられ、平成 27 年度予算編成において、財務省は「小 1 も 40 人学級に戻すべき」という提案をおこなった。しかし、35 人学級を求める国民の強い声の前に、このことは断念されたが、大幅な教職員定数減の予算となった。

長野県では、平成 25 年度に 35 人学級を中学校 3 年生まで拡大し、これで小中学校全学年において 35 人学級となった。しかし、義務標準法の裏付けがないため財政的負担は大きく、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により対応していたりするなど、課題も多く残されている。

いじめや不登校、生徒指導上のさまざまな問題への対応など、多様化する学校現場に対応し、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、ゆきとどいた授業、きめ細やかな対応を可能にするためには、少人数学級は欠かせない。このために厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において早期に実現する必要がある。

また、長野県では少子化がすすむなかで、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消しているが、地方自治体の財政的負担は大きなものとなっている。児童生徒数が少ない市町村においても、ゆきとどいた教育が実現するため、国の責任において複式学級を解消するよう学級定員を引き下げることが大切である。

以上のことから、豊かな教育をすすめるため以下の点を強く要望する。

記

- 1 国の責任において計画的に 35 人学級を押し進めるために、義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を策定し、実行すること。また、そのための教育予算の増額を行うこと。
- 2 国の複式学級の学級定員を引き下げること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 29 年 9 月 日

長野県安曇野市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣 殿

議員提出第7号

平成29年9月15日

私立高校への公費助成に関する意見書

地方自治法第109条及び安曇野市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

安曇野市議会

議長 瀨 昭 次 様

提出者

安曇野市議会福祉教育委員会

委員長 山 田 幸 与

宛 先

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

長野県知事

長野県総務部長

私立高校への公費助成に関する意見書（案）

私学は独自の建学の精神に基づき、個々の生徒の個性を育むことによって、学習・文化活動、スポーツ、地域への貢献等に大きな成果を上げております。しかしながら、私学助成の主体をなす国からの補助金は一定の前進はみられるものの、生徒減少期の現在、私立高校の経営は極めて厳しいものとなっております。2010年度より「高等学校就学支援金」政策が実施され、私学に通う生徒にも「就学支援金」が支給されました。しかし、昨今の低迷する厳しい経済状況の中で、保護者の方々の学費負担は深刻な状況が未だ続いております。多くの保護者・生徒が公立高校との学費格差をなくしてほしいと願っています。多様なカリキュラムを持つ私学は、子どもたちに大きな夢と可能性を与えてくれています。その夢を経済的理由で諦めさせることは、保護者の立場からしますと断腸の思いであります。

公教育の一翼を担う私学振興のために、さらに一層のご理解ご支援を賜りたく、下記事項について実現されるよう要望するものであります。

記

- 1 私立高校への就学支援金制度の拡充並びに経常費補助の増額を行うこと。
- 2 私立高校の教育条件改善のために施設、設備費の補助を行うこと。
- 3 私立高校の保護者負担を軽減するため学納金の補助を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年9月 日

長野県安曇野市議会

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣 殿

私立高校への公費助成に関する意見書（案）

長野県の私立高校は、独自の建学の精神に基づき、個々の生徒の個性を育むことによって、学習・文化活動、スポーツ、地域への貢献等に大きな成果を上げております。しかしながら、私学助成の主体をなす県からの補助金は一定の前進はみられるものの、生徒減少期の現在、私立高校の経営は極めて厳しいものとなっております。2010年度より「高等学校就学支援金」政策が実施され、私学に通う生徒にも「就学支援金」が支給されました。しかし、昨今の低迷する厳しい経済状況の中で、保護者の方々の学費負担は深刻な状況が未だ続いております。多くの保護者・生徒が公立高校との学費格差をなくしてほしいと願っています。多様なカリキュラムを持つ私学は、子どもたちに大きな夢と可能性を与えてくれています。その夢を経済的理由で諦めさせることは、保護者の立場からしますと断腸の思いであります。

公教育の一翼を担う私学振興のために、さらに一層のご理解ご支援を賜りたく、下記事項について実現されるよう要望するものであります。

記

- 1 私立高校への就学支援金制度の拡充並びに経常費補助の増額を行うこと。
- 2 私立高校の教育条件改善のために施設、設備費の補助を行うこと。
- 3 私立高校の保護者負担を軽減するため学納金の補助を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年9月 日

長野県安曇野市議会

長野県知事、長野県総務部長 殿